# [論 説]

# EU 会社法統合指令における合併規制

松田和久

- 1 序
- 2 会社の設立、設立無効および債務の効力
- 3 合併
- 4 越境合併
- 5 会社分割

# 1 序

2017 年 6 月 14 日に欧州議会および欧州理事会が採択した「会社法のある側面に関する指令」(以下,「統合指令」) $^{(1)}$  は,EU 会社法に関する 6 つの指令(82/891/EEC 指令(第 6 指令) $^{(2)}$ 、89/666/EEC 指令(第 11 指令) $^{(3)}$ 、2005/56/EC 指令(越境合併指令) $^{(4)}$ 、2009/101/EC 指令(公示指令) $^{(5)}$ 、2011/35/EU 指令(合併指令) $^{(6)}$ 、2012/30/EU 指令(設立・資本維持変更指令) $^{(7)}$ )を統合するものであり,設立および資本維持・変更,公示および会社の無効,他の加盟国において設立された会社の支店に関する公示,合併,越境合併,会社分割について規制している(統合指令 1 条)。統合指令の制定により,前記 6 つの指

<sup>(1)</sup> Directive (EU) 2017/1132 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 relating to certain aspects of the company law (codification) (OJ L 169, 30.6.2017, p.46).

<sup>(2)</sup> Sixth Council Directive 82/891/EEC of 17 December 1982 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty, concerning the division of public limited liability companies (OJ L 378, 31.12.1982, p.47).

<sup>(3)</sup> Eleventh Council Directive 89/666/EEC of 21 December 1989 concerning disclosure requirements in respect of branches opened in a Member State by certain types of company governed by the law of another State (OJ L 395, 30.12.1989, p.36).

<sup>(4)</sup> Directive 2005/56/EC of the European Parliament and of the Council of 26 October 2005 on cross-border mergers of limited liability companies (OJ L 310, 25.11.2005, p.1).

<sup>(5)</sup> Directive 2009/101/EC of the European Parliament and of the Council of 16 September 2009 on coordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and third parties, are required by Member States of companies within the meaning of the second paragraph of Article 48 of the Treaty, with a view to making such safeguards equivalent (OJ L 258, 1.10.2009, p.11).

<sup>(6)</sup> Directive 2011/35/EU of the European Parliament and of the Council of 5 April 2011 concerning mergers of public limited liability companies (OJ L 110, 29.4.2011, p.1).

<sup>(7)</sup> Directive 2012/30/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on coordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and others, are required by Member States of companies within the meaning of the second paragraph of Article 54 of the Treaty on the Functioning of the European Union, in respect of the formation of public limited liability companies and the maintenance and alteration of their capital, with a view to making such safeguards equivalent (OJ L 315, 14.11.2012, p.74).

令は廃止となる (統合指令 166 条)。

欧州委員会および欧州理事会は、EU 会社法指令の統合に向けた活動を開始し、2012 年 12 月 12 日に公表された「アクションプラン:ヨーロッパ会社法およびコーポレートガバナンス――より関係強化した株主および持続可能な会社のための現代的な法的枠組み」 (8) において、2013 年において大多数の会社法指令の統合を準備する予定であることを明らかにした。その後 2015 年に「会社法のある側面に関する指令案」 (9) が提案され、前述のように採択に至っている。統合指令は前文 81 項、3 編 168 条からなるが、そのほとんどが前述の 6 つの指令の内容を移行したものである。

このうち設立に関する規制について、従来は 68/151/EEC 指令 (第 1 指令)  $^{(10)}$  および設立・資本維持変更指令において規制されていたところ、統合指令においては第 1 編第 2 章で規制している。また合併・会社分割に関する規制について、従来は 78/855/EEC 指令 (第 3 指令)  $^{(11)}$  ・第 6 指令・越境合併指令および合併指令において規制されていたところ、統合指令においては第 2 編第 1 章~第 3 章で規制している。本稿においては、統合指令における設立および合併・会社分割に関する規制について概説する。なお統合指令における公示規制および資本規制についての概説は別稿に譲る  $^{(12)}$ 。

# 2 会社の設立、設立無効および債務の効力

## (1) 公開有限責任会社の設立

統合指令第1編第2章第1節においては、公開有限責任会社の設立に関する規制がなされている。本節に定める調整措置は、附則第1に定める会社(ドイツにおける Aktiengesellschaft、フランスにおける société anonyme など)に関する加盟国における法律・規則・行政行為に定める規定に適用され、当該会社は他の種類の会社と区別するために、その会社を示す名称を商号に含まなければならない(統合指令2条1項)。なお加盟国は、附則第1に定める会社であっても、可変資本型投資信託会社および協同組合につ

<sup>(8)</sup> Action Plan: European company law and corporate governance — a modern legal framework for more engaged shareholders and sustainable companies (COM (2012) 740 final, 12.12.2012). 当該アクションプランに関する論稿として、拙稿「EU 会社法におけるコーポレートガバナンス——2003 年・2012 年アクションプランに基づく取組み——」稲葉陽二・藤川信夫・岡西賢治編『企業コンプライアンス』131 頁以下(尚学社、2013 年)。

<sup>(9)</sup> Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council relating to certain aspects of the company law (codification) (COM (2015) 616 final, 3.12.2015).

<sup>(10)</sup> First Council Directive 68/151/EEC of 9 March 1968 on co-ordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and others, are required by Member States of companies within the meaning of the second paragraph of Article 48 of the Treaty, with a view to making such safeguards equivalent throughout the Community (OJ L 65,14.3.1968, p.8).

<sup>(11)</sup> Third Council Directive 78/855/EEC of 9 October 1978 based on Article 44 (3) (g) of the Treaty concerning mergers of public limited liability companies (OJ L 295, 20.10.1978, p.36).

<sup>(12)</sup> 拙稿「EU 会社法統合指令における公示規制」東洋法学 62 巻 3 号 219 頁以下 (東洋大学法学会, 2019 年), 同「EU 会社法統合指令における資本規制」千葉商大論叢 57 巻 2 号 53 頁以下 (千葉商科大学国府台学会, 2019 年)。

いて適用しない旨を決定することができ、加盟国法においてこの例外措置を利用した場合、 当該加盟国は統合指令 26 条に定めるあらゆる文書において「可変資本型投資信託会社」 もしくは「協同組合」の名称を商号に含めることを要求しなければならない(統合指令 2 条 2 項)。なおここにいう「可変資本型投資信託会社」とは、①投資リスクの分散および 資産運用の結果生じた利益を株主に分配することを目的として、その有する基金をさまざ まな株式・土地その他の資産に投資することのみを事業目的とし、②引受株式が公開され ており、③定款において資本の最小金額および最大金額について制限を設けたうえで、い つでも株式を償還もしくは転売しうることを定めている会社をいう。

会社の定款もしくは設立証書において、少なくとも以下の(a)から(f)の情報を開示 しなければならない(統合指令3条)。(a)会社の形態および商号,(b)会社の事業目的, (c) 会社が授権資本を有しない場合には引受資本の額.(d) 会社が授権資本を有する場合. 授権資本額.設立時もしくは事業開始の認可時における引受資本額および授権資本を変更 した際の引受資本額(統合指令14条(e)項の場合を除く).(e)法で定められていない 場合における。第三者に対する会社の代表機関・執行機関・経営機関・監督機関もしくは 管理機関の構成員の員数・選任手続き、および機関の権限分配に関する規定、(f) 会社の 存続期間(定めないことも可能)。また少なくとも以下の(a) から(k) の情報について は、定款、設立証書もしくは独立文書(統合指令16条に基づき各加盟国法に定められた 手続きに従って公開されたもの)によって明らかにしなければならない(統合指令4条)。 (a) 登記された事業所、(b) 払込株式の額面金額および少なくとも1年ごとの発行数、 (c) 加盟国法において発行が認められている場合. 無額面払込株式の数. (d) 株式譲渡 を制限する場合はその特別条件,(e)' 種類株式を発行している場合, 種類ごとの前記(b)'・ (c)'・(d)'に関する情報および付与される権利。(f)'株式の記名・無記名の別(加盟国 法で両方を認めることも可能)および国内法における手続きが定められていない場合にお ける双方の転換に関する規定。(g)' 設立時もしくは事業開始の認可時における引受資本 額.(h)' 現物出資によって発行された株式の額面金額もしくは無額面株式の数.現物出 資された財産および出資者の名称。(i)' 定款もしくは設立証書(会社設立前の場合はその 原案) に署名した自然人・法人・会社・企業に関する情報。(j) 会社成立もしくは事業開 始の認可前に生じ、会社が負担するあらゆる費用の総額もしくは概算額. (k)'会社設立 に関わった者もしくは事業開始の認可の根拠となった取引に関わった者に対して、会社設 立時もしくは事業開始の認可時に付与される特別利益。

なお加盟国法において認可前の会社が事業を開始することができない旨を定めている場合,認可の是非が未決定の間においてなされた会社を代表する行為の責任に関する規定を加盟国法で定めなければならないが、事業開始の認可を条件とする契約に関する責任については適用されない(統合指令5条1項2項)。また加盟国法において会社設立時の社員を2人以上としている場合、株式保有者が1人となることもしくは設立後の社員の数が法定人数を下回ったことをもって、自動的に会社が解散するものではない(統合指令6条1項)。そのような場合に加盟国法において裁判所の命令によって会社を破産させることを認めていたとしても、権限を有する裁判官は状況を整備する十分な機関を会社に与えることができ、さらに当該破産命令がなされた場合、会社は清算状態となる(統合指令6条2項3項)。

## (2) 有限責任会社の設立無効および債務の効力

統合指令第1編第2章第2節においては、有限責任会社の設立無効および債務の効力に 関する規制がなされている。本節に定める調整措置は、附則第2に定める会社(ドイツに おける die Aktiengesellschaft, die Kommanditgesellschaft auf Aktien, die Gesellschaft mit beschränkter Haftung, フランスにおける société anonyme, société en commandite par actions, société à responsabilité limitée, société par actions simplifiée など) に関す る加盟国における法律・規則・行政行為に定める規定に適用される(統合指令7条1項)。 設立中の会社が法人格を取得する前に会社の名において行為がなされ、当該行為によっ て生じた債務を会社が引き受けない場合、別段の合意がない限り、当該行為に行った者が 各自連帯無限の責任を負う(統合指令7条2項)。また会社の機関として代表する権限を 有する者に関する公示手続きの完了により、その者の選任に関するあらゆる瑕疵について、 会社が第三者の悪意を立証しない限り対抗することができない(統合指令8条)。そして 会社の機関によってなされた行為は、法が当該機関に付与もしくは付与することを認めた 権限を越えていない限り、会社の目的外の行為であっても会社を拘束するが(統合指令9 条1項1文)、会社の目的外の行為であることを第三者が知りまたは知ることができたこ とを会社が立証(定款の公示だけでは立証として不十分)した場合に、当該目的外の行為 に会社が拘束されないことを加盟国において定めることができる(統合指令9条1項2 文)。さらに定款または権限のある機関による決定に基づく会社の機関権限の制限は、仮 に公示されていたとしても、第三者に対抗することができない (統合指令9条2項)。加 えて会社の代表権限について、当該規制に関する法定の原則と異なり、定款により1人も しくは共同で行使する複数人に対して付与することを加盟国法において認めている場合、 定款における当該規定が全般的な代表権限に関するものである場合に第三者に対抗できる 旨を加盟国法において定めることができ,定款における当該規定が第三者に対抗しうるか 否かは統合指令16条による(統合指令9条3項)。

会社設立の際に行政もしくは司法による予防的管理についての規制を定めていない加盟国においては、設立証書、会社定款およびそれらを修正する文書は適切な法形式により認証されなければならない(統合指令10条)。また加盟国法においては、設立無効が裁判所の判決によってなされなければならず、また以下の①から⑥に掲げる理由のみによらなければならないことを定めなければならない(統合指令11条1文)。①設立証書の欠缺、予防的管理に関する規制もしくは必要的法形式の不遵守、②会社の目的の違法もしくは公序違反、③設立証書もしくは定款における会社の名称・引受資本の各別の額および総額・会社の目的の欠缺、④最低資本金額に関する加盟国法の規定違反、⑤発起人全員の行為無能力、⑥会社に関する加盟国法に反する、発起人が2名未満。そして①から⑥に掲げる理由を除き、会社は不存在・絶対無効・相対無効・無効宣言のいかなる理由にも服さない(統合指令11条2文)。

裁判所による設立無効判決が第三者に対抗することができるか否かは、統合指令 16 条の規定によることとされ、加盟国法において第三者に判決に対する異議申立てを認める場合、裁判所の判決公告から 6ヶ月内にしなければならない(統合指令 12 条 1 項)。また設立無効により会社は解散に準じ清算するが(統合指令 12 条 2 項)、清算中の効果に拘らず会社の債権債務の効力に影響はない(統合指令 12 条 3 項)。そして各加盟国法において、

社員間における設立無効の効果について定めることができ (統合指令 12 条 4 項), 会社の株主もしくは社員は, 債権者に対する債務の限度において, 未払込の引受資本について依然として払い込まなければならない。(統合指令 12 条 5 項)

### 3 合併

# (1) 総説

統合指令第2編第1章においては、公開有限責任会社の合併に関する規制がなされている。本章に定める調整措置は、附則第1に定める会社に関する加盟国における法律・規則・行政行為に定める規定に適用されるが(統合指令87条1項)、加盟国は、附則第1に定める会社であっても協同組合について適用する必要はなく、この例外措置を利用した場合、統合指令26条に定めるあらゆる文書において「協同組合」の名称を商号に含めることを加盟国法において要求しなければならない(統合指令87条2項)。また加盟国は、被吸収会社もしくは消滅会社が、破産手続き、支払不能会社の解散に関する手続き、和議・債務免除その他これに類する手続きの対象となる場合、本章を適用する必要はない(統合指令87条3項)。そして加盟国は、2014/59/EU指令(金融機関および投資会社の回復・解決の枠組みを定める指令)(13)第4編に定める解決のための方法・権限・仕組みを用いる場合、本章を適用しない旨を定めなければならない(統合指令87条4項)。

加盟国は、国内法で規制する会社に関し、1つ以上の会社を他の会社が吸収する合併(吸収合併)および新たな会社を設立する合併(新設合併)を規制する規定を定める(統合指令88条)。本章において「吸収合併」とは、1つ以上の会社(消滅会社)が清算手続きを経ることなく解散し、その資産および負債のすべてを他の会社(存続会社)に移転し、その対価として消滅会社の株主に対して、存続会社の株式および合併交付金(株式の額面額(額面額がない場合は算定額)の10%以下)を交付する行為であり(統合指令89条1項)、加盟国法において、資産を株主に対して分配することを未だ開始していない清算会社を消滅会社とすることができる旨を定めることができる(統合指令89条2項)。また本章において「新設合併」とは、複数の会社(消滅会社)が清算手続きを経ることなく解散し、その資産および負債のすべてを新たに設立する会社(新設会社)に移転し、その対価として消滅会社の株主に対して、新設会社の株式および合併交付金(株式の額面額(額面額がない場合は算定額)の10%以下)を交付する行為であり(統合指令90条1項)、加盟国法において、資産を株主に対して分配することを未だ開始していない清算会社を消滅会社とすることができる旨を定めることができる(統合指令90条2項)。

<sup>(13)</sup> Directive 2014/59/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 establishing a framework for the recovery and resolution of credit institution and investment firms and amending Council Directive 82/891/EEC, and Directives 2001/24/EC, 2002/47/EC, 2004/25/EC, 2005/56/EC, 2007/36/EC, 2011/35/EU, 2012/30/EU and 2013/36/EU, and Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 648/2012, of the European Parliament and of the Council (OJ L 173, 12.6.2014, p.190).

## (2) 吸収合併

合併当事会社の執行機関もしくは経営機関は書面により合併原案を作成しなければならず(統合指令91条1項)、合併原案には少なくとも以下の(a)から(g)の事項を定めなければならない(統合指令91条2項)。(a)合併当事会社の形態・商号・登記された事業所、(b)株式交換比率および合併交付金の額、(c)存続会社における株式の割当てに関する事項、(d)株式の保有者に利益配当に参加する権利を付与すべき日および当該権利に関する特別な条件。(e)消滅会社の取引が計算上存続会社の取引と扱われるべき日、

(f) 特別の権利を有する株主および株式以外の証券保有者に対して存続会社によって付与される権利,もしくは当該権利に対して提案された措置,(g)統合指令96条1項に定める鑑定人,存続会社の執行機関・運営機関・監督機関もしくは管理機関の構成員に対する特別利益。

合併原案は、統合指令16条に基づき加盟国法に定められた方法により、各合併当事会 社において、合併原案を承認すべき株主総会の日の少なくとも1ヶ月前に公示されなけれ ばならない(統合指令 92 条 1 文)。しかしながら合併原案を承認すべき株主総会の日の少 なくとも1ヶ月前から当該株主総会の終結の時まで引続き、合併原案をウェブサイトにて 無償にて公示する場合,合併当事会社はいずれも統合指令 16 条に定める公示規制の免除 を受け、また加盟国は当該免除について、ウェブサイトの安全性および当該文書の真正性 を確保する目的以外のいかなる条件もしくは制限を課してはならず、当該目的を達成する ために適切な程度においてのみ条件もしくは制限を課することができる(統合指令92条 2 文)。当該免除の場合において加盟国は、統合指令16条5項に定める中央電子装置によ る公示、もしくは当該目的のために提供されるその他のウェブサイトへの公示を要求する ことができ、いずれの場合においても会社に対し当該公示に関する特別な費用を課さない 旨を定めなければならない(統合指令 92 条 3 文)。そして中央電子装置以外のウェブサイ トを利用する場合、当該ウェブサイトにアクセスするための問合せ先を株主総会の日の少 なくとも 1ヶ月前に中央電子装置に公開しなければならず、 当該問合せ先には合併原案を 当該ウェブサイトに公示した日および無償でアクセスできる旨を掲載しなければならず、 当該公示に関し会社は特別な費用を課されない(統合指令 92 条 4 文)。なお上記の当該公 示に関する会社に対する特別な費用の排除を禁止することは、加盟国に中央電子装置に関 する費用を会社に負担させることを妨げるものではない(統合指令92条5文)。さらに加 盟国は、株主総会の後の特定の期間において当該ウェブサイト、中央電子装置その他加盟 国が定めるウェブサイトにおいて情報開示を維持することを求めることができ、技術的要 因その他により当該ウェブサイトもしくは中央電子装置へのアクセスを一時的に中断する 措置を決定することができる(統合指令92条6文)。

合併は少なくとも各合併当事会社の株主総会の承認を要し、加盟国法は、当該承認決議が株式もしくは引受資本に付随する議決権の3分の2以上の多数によってなされることを定めなければならないが(統合指令93条1項1文)、加盟国法は、引受資本の半数を満たしている場合は当該承認決議を議決権の単純多数決とすることを定めることができ、さらに必要な場合は、基本定款および通常定款の変更に関する規定を適用する(統合指令93条1項2文)。また1以上の種類の株式がある場合、合併に関する決議は、少なくとも当該行為により権利の影響を受ける種類株主による別個の決議を要する(統合指令93条2

項)。そして当該決議は合併原案の承認に加え、合併に必要な基本定款および通常定款の変更を包含する(統合指令93条3項)。なお加盟国法は、以下の(a)から(c)の条件を満たす場合、存続会社における株主総会の承認を要しないとすることができる(統合指令94条1文)。(a)合併原案の承認決議がなされる消滅会社の株主総会の日の少なくとも1ヶ月前に、存続会社に関する統合指令92条に定める公示がなされること、(b)(a)に定める日の少なくとも1ヶ月前に、存続会社のすべての株主が統合指令97条1項に定める文書を存続会社の登記された事業所において閲覧する権利を有すること、(c)引受資本の最小割合を有する存続会社の1人以上の株主が、合併の承認をする存続会社の株主総会の招集を請求することができること(なお引受資本の最小割合は5%を超えて定めることができず、加盟国は無議決権株式を当該参入から排除することができる)。さらに前記(b)の場合には統合指令97条2項~4項を適用する(統合指令94条2文)。

合併当事会社の執行機関もしくは経営機関は、合併原案を説明しその法的・経済的根拠 (特に株式交換比率)を明示した詳細な報告書 (評価について特別な困難が生じた場合は その旨も記載)を書面により作成しなければならない (統合指令 95 条 1 項)。また各合併 当事会社の執行機関および経営機関は、当該会社の株主総会およびその他の会社の執行機関もしくは経営機関に情報開示しなければならず、それにより後者は、合併原案の準備の日からその承認決議をする株主総会の日の間において、資産および負債に関する重要な変更を行う各株主総会に情報開示することができる (統合指令 95 条 2 項)。なお加盟国は、合併当事会社のすべての株主および議決権に係る証券保有者が同意する場合、上述の報告書および情報開示を不要としなければならない (統合指令 95 条 3 項)。

司法当局もしくは行政当局によって指名もしくは承認を得た1人以上の鑑定人は、合併 当事会社のためにかつ当該会社から独立して、合併原案を調査し株主に対する報告書を作 成しなければならない。なお加盟国法は、合併当事会社の共同による請求により司法当局 もしくは行政当局によって指名する場合、すべての合併当事会社のための1人以上の独立 した鑑定人を指名する旨を定めることができ、当該鑑定人は加盟国法により、自然人・法 人・会社もしくは企業とする (統合指令96条1項)。当該報告書において、鑑定人はいず れの場合においても株式交換比率が公正かつ合理的であるか否かの意見を表明し、当該表 明には少なくとも、(a) 提案された株式交換比率の算出に利用された方法、(b) 当該方 法が当該事案において適切である旨、当該方法の利用により生じた価値、当該価値の決定 に際し当該方法に至った相対的重要性に関する意見を述べなければならず(統合指令 96 条2項1文)、さらに評価について特別な困難が生じた場合はその旨も記載しなければな らない (統合指令96条2項2文)。また各鑑定人は合併当事会社に対して、関係するすべ ての情報および文書を取得し必要なすべての調査を実行する権利を有する(統合指令96 条 3 項)。なお合併当事会社のすべての株主および議決権に係る証券保有者が同意する場 合, 合併原案の調査および鑑定人報告書を不要としなければならない(統合指令96条4項)。 すべての株主は、合併原案の承認決議をする株主総会の少なくとも1ヶ月前に、登記さ れた事業所において以下の(a)から(e)の文書を閲覧する権利を有する(統合指令 97 条1項1文)。(a) 合併原案. (b) 過去3年間の合併当事会社の年次会計書類および年次 報告. (c) 最終の年次会計書類が合併原案の日付より6ヶ月以上前に終了する事業年度に 関するものである場合、当該日付の3ヶ月前の初日以降を作成日とする計算諸表、(d) 統

合指令95条に定める合併当事会社の執行機関もしくは経営機関の報告書.(e)統合指令 96 条に定める報告書。なお前記(c)に関し、2004/109/EC 指令(規制市場において取引 がなされる証券の発行者の情報に関する透明性の要求の調整に関する指令)<sup>(14)</sup>5条による 半期会計報告書を会社が公表し、かつ株主が閲覧することができる場合、計算諸表を閲覧 に供する必要はなく、さらに加盟国は、合併当事会社のすべての株主および議決権に係る 証券保有者が同意する場合、計算諸表を不要としなければならない(統合指令97条1項 2 文)。また前記(c)に定める計算諸表は、最終の年次貸借対照表と同様の方法および方 式により作成しなければならないが(統合指令97条2項1文). 加盟国法は以下の(a) および (b)'を定めることができる(統合指令 97 条 2 項 2 文)。(a)' 新たな実地棚卸をす る必要がないこと, (b)' 最終の貸借対照表に表示された評価額が, 会計帳簿への記載に 反映するためにのみ変更すること (ただし中間減価償却、引当金、会計帳簿に表示されて いない実価の重要な変動については斟酌)。そしてすべての株主は、前記(a)から(e) の文書の全部もしくは一部の写しを、請求によりかつ無料で入手することができ(統合指 令 97 条 3 項 1 文). 会社が電磁的方法により情報伝達することに株主が同意した場合. 当 該文書の写しを電子メールにて提供を受けることができる(統合指令 97 条 3 項 2 文)。な お合併原案を承認すべき株主総会の日の少なくとも1ヶ月前から当該株主総会の終結の時 まで引続き、当該文書をウェブサイトにて入手しうる場合、会社は登記された事業所にお ける当該文書の提供の免除を受け、また加盟国は当該免除について、ウェブサイトの安全 性および当該文書の真正性を確保する目的以外のいかなる条件もしくは制限を課してはな らず、当該目的を達成するために適切な程度においてのみ条件もしくは制限を課すること ができる (統合指令97条4項1文)。また株主が前記期間中に当該文書をウェブサイトか らダウンロードおよび印刷することができる場合には本条3項の適用はないが、この場合 に加盟国は、株主の参照のため会社が登記された事業所において当該文書を提供する旨を 定めることができる(統合指令 97 条 4 項 2 文)。加えて加盟国は,株主総会の後の特定の 期間において当該ウェブサイトにおいて情報開示を維持することを求めることができ、技 術的要因その他により当該ウェブサイトへのアクセスを一時的に中断する措置を決定する ことができる(統合指令97条4項3文)。

各合併当事会社の従業員の権利保護は、2001/23/EC 指令(企業の移転における従業員の権利の措置に関する指令)<sup>(15)</sup>による規制を受ける(統合指令 98 条)。また加盟国法は、合併原案の公示に先立って債権が発生し、当該公示時に未だ履行期が到来していない合併当事会社の債権者の利益を保護するために十分な制度を定めなければならない(統合指令 99 条 1 項)。そして当該目的のため加盟国法は少なくとも、合併当事会社の財務状況が当該保護を必要とし、かつ当該債権者がすでに当該措置を受けていない場合において、十分

<sup>(14)</sup> Directive 2004/109/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 2004 on the harmonization of transparency requirements in relation to information about issuers whose securities are admitted to trading on a regulated market and amending Directive 2001/34/EC (OJ L 390, 31.12.2004, p.38).

<sup>(15)</sup> Council Directive 2001/23/EC of 12 March 2001 on the approximation of the laws of the Member States relating to the safeguarding of employees' rights in the event of transfers of undertakings, businesses or parts of undertakings or businesses (OJ L 82, 22.3.2001, p.16).

な措置を受けることができる旨を定めなければならず(統合指令99条2項1文),加盟国は当該保護の条件を定め,合併の時点で債権の満足が問題となり,かつ会社からの十分な措置が得られないことを債権者が確実に証明できる場合,十分な措置に関して適切な行政当局もしくは司法当局に対して問合せる権限を債権者に与えなければならない(統合指令99条2項2文)。なお当該保護は存続会社の債権者と消滅会社の債権者とで扱いを異にすることができる(統合指令99条3項)。さらに統合指令99条は合併当事会社の社債権者に対しても適用され,集合的権利行使に関する規定を妨げることはないが,合併が社債権者に対しても適用され,集合的権利行使に関する規定を妨げることはないが,合併が社債権者集会の承認(加盟国法で定めがある場合)もしくは個々の債権者の承認がある場合は適用しない(統合指令100条)。加えて特別な権利が付与されている株式以外の証券の保有者は、少なくとも消滅会社において保有していた権利と同等の権利が存続会社において付与されなければならないが,証券保有者の集会の承認(加盟国法で定めがある場合)もしくは個々の証券保有者の承認がある場合,もしくは証券保有者が存続会社による買戻しを受ける証券を有する場合はこの限りでない(統合指令101条)。

加盟国法が合併の適法性に関する司法的もしくは行政的事前検査について定めていない場合,もしくは当該検査が合併に必要なすべての法的行為に及ばない場合,合併の承認決議をする株主総会の議事録および当該株主総会に引き続きなされる合併契約は,法的形式に従い作成・認証されなければならず、当該合併がすべての合併当事会社の株主総会の承認を得る必要がない場合,合併原案は法的形式に従い作成・認証されなければならない(統合指令102条1項)。また公証人もしくは法的形式による文書の作成・認証をする資格がある当局は、その活動する会社に必要な法的行為および手続きならびに合併原案について、その存在および有効性について検査・認証しなければならない(統合指令102条2項)。そして加盟国法は合併の効力発生日を定めなければならない(統合指令103条)。さらに合併は、統合指令16条に従い各加盟国法で定められた方法により、各合併当事会社に関し公示しなければならず(統合指令104条1項)、存続会社は消滅会社に関する公示手続きを実行することができる(統合指令104条2項)。

合併は以下の(a)から(c)の効果を法律上当然にかつ同時に生じる(統合指令105条1項)。(a)消滅会社と存続会社との間のみならず第三者との関係においても、消滅会社の資産および負債のすべてが存続会社へ移転する、(b)消滅会社株主が存続会社株主となる、(c)消滅会社は消滅する。また存続会社の株式は、(a)存続会社自身、もしくは他人の名をもって存続会社のために保有されている消滅会社株式、もしくは(b)消滅会社自身、もしくは他人の名をもって消滅会社のために保有されている消滅会社株式と交換されない(統合指令105条2項)。そして上記規制は、消滅会社による一定の資産・権利・義務の移転について、第三者に対抗するための特別な手続きの完了を要求する加盟国法を妨げず、存続会社自身が当該手続きを実行することができるが、加盟国法は例外的な場合を除き、合併の効力発生日から6ヶ月を超えない一定期間、消滅会社が当該手続きを引続き実行することができる旨を認めることができる(統合指令105条3項)。さらに加盟国法は、消滅会社の執行機関もしくは経営機関の構成員が合併の準備および実行においてなした不正行為について、当該機関構成員の消滅会社株主に対する民事責任に関する規制を少なくとも定めなければならず(統合指令106条)、加えて統合指令96条1項に定める報告書を消滅会社のために作成した鑑定人が義務の履行においてなした不正行為について、

当該鑑定人の消滅会社株主に対する民事責任に関する規制を少なくとも定めなければならない(統合指令107条)。

加盟国は、以下の(a)から(h)の条件を満たす場合にのみ合併無効の規制を定める ことができる(統合指令 108 条 1 項)。(a)無効が裁判所の判決により命じられること.(b) 統合指令103条に定める効果が生じた合併が、適法性に関する司法的もしくは行政的事前 検査の欠缺、法的形式による文書の作成・認証の欠缺、株主総会の承認決議の加盟国法に よる無効・取消しによる場合にのみ無効を宣言されること。(c) 無効訴訟が、無効を主張 する者に合併を対抗できる日から6ヶ月経過後もしくは状況が修正された場合、提起する ことができないこと. (d) 合併を無効にする瑕疵を治癒することができる場合. 管轄裁 判所が合併当事会社に対し状況を修正する期間を付与すること。(e) 合併無効を宣言する 判決が統合指令 16 条に従い各加盟国法で定める方法により公示されること. (f) 加盟国 法が当該判決に対する第三者の異議を認めている場合、当該異議は統合指令第1編第3章 第1節に定める方法による判決の公示がされてから6ヶ月内に限りなされること. (g) 合 併無効を宣言する判決自体が、判決が公示される前および合併の効力発生日後に生じた存 続会社に関係する債務の効力を妨げないこと、(h) 合併当事会社が(g) に定める存続会 社の債務に関し各自連帯して責任を負うこと。また前記(a)にかかわらず加盟国法は、 行政当局による決定を裁判所に上訴できる場合において合併無効を行政当局の命令による 旨を定めることができ、その場合前記  $(b) \cdot (d) \cdot (h)$  は当該行政当局に類推して適用し、 当該無効手続きは合併の効力発生日から6ヶ月後は開始することができない(統合指令 108条2項)。そして加盟国法は、適法性に関する司法的もしくは行政的事前検査以外の 検査に従い宣言される合併無効について妨げられることはない (統合指令 108 条 3 項)。

### (3) 新設合併、株式の90%を保有している場合の合併、その他の合併

新設合併には、統合指令 11 条・12 条の適用を妨げることなく、統合指令 91 条・92 条・93 条・95 条・108 条が適用され、この場合において「合併当事会社」および「消滅会社」は消滅会社を意味し、「存続会社」は新設会社を意味する(統合指令 109 条 1 項 1 文)。また統合指令 91 条 2 項 (a) が新設会社に適用される(統合指令 109 条 1 項 2 文)。そして合併原案、新設会社の設立証書・同草案および定款・同草案(別個の文書である場合)は、各消滅会社の株主総会の承認を得なければならない(統合指令 109 条 2 項)。

加盟国は、その法規制を受ける会社に関し、他の会社にすべての株式および株主総会の議決権に関する証券を保有されている1つ以上の会社が、当該他の会社に資産および負債のすべてを移転して清算せずに解散することについて、その実施に関する規定を定めることができ、当該実施には統合指令第2編第1章第2節の規制を受けるが、加盟国は統合指令91条2項(b)(c)(d)、95条、96条、97条1項(d)(e)、105条1項(b)、106条、107条に定める規制を課さなくてもよい(統合指令110条)。また加盟国は、以下の(a)から(c)の条件を満たす場合、統合指令110条による実施に際して統合指令93条を適用しなくてもよい(統合指令111条1文)。(a)実施に関係する各会社に関し、当該実施の効力発生の少なくとも1ヶ月前に、統合指令92条に定める公示がなされること、(b)当該実施の効力発生の少なくとも1ヶ月前に、存続会社の株主が登記された事業所において、統合指令97条1項(a)(b)(c)に定める文書を閲覧する権利を有すること、(c)統合指

令94条1文(c)が適用されること。そして前記(b)の場合には、統合指令97条2項3項4項が適用される(統合指令111条2文)。さらに加盟国は、統合指令110条に定める消滅会社のすべての株式および株主総会の議決権に関する証券が、存続会社もしくは他人の名をもって存続会社のために保有されている場合において、当該他の会社に資産および負債のすべてを移転して清算せずに解散することについて、その実施に関し統合指令110条・111条を適用することができる(統合指令112条)。

消滅会社の株式および株主総会の議決権に関する証券の90%以上100%未満を保有し ている会社による吸収合併が実行される場合、加盟国は以下の(a)から(c)の条件を満 たす場合に存続会社における株主総会の承認決議を要しないとすることができる(統合指 令 113 条 1 文)。(a) 消滅会社における合併原案の承認決議がなされる日の少なくとも 1ヶ 月前に、存続会社に関する統合指令92条に定める公示がなされること、(b)(a)に定め る日の少なくとも1ヶ月前に、存続会社の株主が登記された事業所において、統合指令97 条1項(a)(b)(該当する場合は(c)(d)(e))に定める文書を閲覧する権利を有する こと. (c) 統合指令 94 条 1 文 (c) が適用されること。そして前記 (b) の場合には. 統 合指令 97 条 2 項 3 項 4 項が適用される(統合指令 113 条 2 文)。また加盟国は, 以下の(a)' から (c)'の条件を満たす場合、統合指令 113 条に定める合併の場合に統合指令 95 条・ 96条・97条に定める規制を課さなくてもよい (統合指令 114条 1 文)。(a) 消滅会社の 少数株主が、その有する株式を存続会社に取得させる権利を有すること. (b)' 少数株主 が(a)'の権利を行使する場合、株式の価値に相当する対価を受領する権利を有すること、 (c)'(b)'の対価について合意しない場合.裁判所もしくは加盟国が指名する行政当局に より対価の価値が決定されうること。なお加盟国は、存続会社が存続会社もしくは消滅会 社の証券保有者すべてに対し、合併前に公正な価格で当該証券を売り渡すことを請求する 権利を加盟国法で認める場合、本条1文を適用する必要はない(統合指令114条2文)。 加えて加盟国は、消滅会社の株式および統合指令113条に定める証券の90%以上100% 未満が、存続会社もしくは他人の名をもって存続会社のために保有されている場合におい て、当該他の会社に資産および負債のすべてを移転して清算せずに解散することについて、 その実施に関し統合指令113条・114条を適用することができる(統合指令115条)。

統合指令88条に定める行為の1つについて,加盟国法が10%を超える合併交付金を認める場合,本章第2節・第3節および統合指令113条・114条・115条が適用され(統合指令116条),また加盟国法が統合指令88条・110条・116条に定める行為の1つについて,資産・負債を移転する会社が消滅しない場合を認める場合,本章第2節(統合指令105条1項(c)を除く)・第3節・第4節を適宜適用する(統合指令117条)。

### 4 越境合併

統合指令第2編第2章においては、有限責任会社の越境合併に関する規制がなされている。ここにいう「越境合併」とは、加盟国法により設立され、登記された事業所、経営の中枢もしくは事業の本拠地がEU内に存在する、異なる加盟国法の規制を受ける2つ以上の有限責任会社が合併することをいう(統合指令118条)。また本章にいう「有限責任会社」とは、(a) 附則第1に定める会社、もしくは(b) 法人格を保有し、債務について他と区

別された資産でのみ責任を負う株式資本会社で、構成員および第三者の利益を保護するため第1編第2章第2節および第3章第1節に定める保証に関する条件を定める加盟国法の規制を受けるものをいう(統合指令119条(1))。そして本章にいう「合併」とは、(a)'1つ以上の会社(消滅会社)が清算手続きを経ることなく解散し、その資産および負債のすべてを他の既存会社(存続会社)に移転し、その対価として消滅会社の資本を構成する証券もしくは株式を保有する構成員に対して、存続会社の株式および合併交付金(株式の額面額(額面額がない場合は算定額)の10%以下)を交付する行為、(b)'2つ以上の会社(消滅会社)が清算手続きを経ることなく解散し、その資産および負債のすべてを新たに設立する会社(新設会社)に移転し、その対価として消滅会社の資本を構成する証券もしくは株式を保有する構成員に対して、存続会社の株式および合併交付金(株式の額面額(額面額がない場合は算定額)の10%以下)を交付する行為、(c)'ある会社が清算手続きを経ることなく解散し、その資産および負債のすべてを、その資本を構成する証券もしくは株式のすべてを保有している会社に移転する行為をいう(統合指令119条(2))。

統合指令119条(2)にかかわらず、加盟国法の少なくとも1つが、越境合併の際に統合指令119条(2)(a)(b)にいう合併交付金を株式の額面額(額面額がない場合は算定額)の10%を超えることを認める場合、当該越境合併に本章が適用されるが(統合指令120条1項)、加盟国は、統合指令119条(1)に定める有限責任会社であっても協同組合が関係する越境合併について本章を適用しない旨を定めることができる(統合指令120条2項)。また本章は、公衆から提供された資本による集合的投資(危険分散の原則の下に遂行され、保有者の請求により投資単位について会社資産から買戻しもしくは弁済を直接・間接に受ける)の対象である会社が係る越境合併について適用せず、投資単位の株式市場価値が純資産総額から著しく変動しないことを担保するための当該会社による行為は、前記買戻しもしくは弁済と同様とみなされる(統合指令120条3項)。そして加盟国は、2014/59/EU 指令第4編に定める解決のための方法・権限・仕組みを用いる場合、本章を適用しない旨を定めなければならない(統合指令120条4項)。

本章に別に規定されている場合を除き、(a) 越境合併は加盟国法において合併が認められている会社間にのみ認められ、(b) 越境合併に参加する会社はその規制を受ける加盟国法の規定および方式に従わなければならず、公共の利益の観点から国内当局が加盟国内の合併に反対することを認めている加盟国法は、合併当事会社のうち少なくとも1つが当該加盟国法の規制を受ける越境合併にも適用され、当該規定は139/2004規則(企業間の集中の調整に関する規則)(16)21条が適用される範囲には適用されない(統合指令121条1項)。また特に前記(b)の規定および方式は、合併に関する意思決定手続きおよび(合併の越境性を考慮して)合併当事会社の債権者・社債権者・証券もしくは株式の保有者・従業員(統合指令133条に定める権利を除く)の保護に関する規定および方式を含み、加盟国は越境合併に参加し加盟国法の規制を受ける会社の場合に、越境合併に反対する少数株主の保護のために定められた規定を適用することができる(統合指令121条2項)。

合併当事会社の経営機関もしくは執行機関は越境合併共通原案を作成しなければなら

<sup>(16)</sup> Council Regulation (EC) No 139/2004 of 20 January 2004 on the control of concentrations between undertakings (the EC Merger Regulation) (OJ L 24, 29.1.2004, p.1).

ず、越境合併共通原案には少なくとも以下の (a) から (l) の事項を定めなければならない (統合指令 122 条)。(a) 合併当事会社および越境合併後の会社の形式・商号・登記された事務所、(b)資本を構成する証券もしくは株式の交換比率および合併交付金の額、(c) 越境合併後の会社における、資本を構成する証券もしくは株式の割当に関する事項、(d) 雇用に関し生じうる越境合併の影響、(e) 資本を構成する証券もしくは株式の保有者に利益配当に参加する権利を付与すべき日および当該権利に関する特別な条件、(f) 合併当事会社の取引が計算上越境合併後の会社の取引と扱われるべき日、(g) 特別の権利を有する株主および資本を構成する株式以外の証券保有者に対して越境合併後の会社によって付与される権利、もしくは当該権利に対して提案された措置、(h) 越境合併後の会社によって付与される権利、もしくは当該権利に対して提案された措置、(h) 越境合併後の会社によって付与される権利、もしくは当該権利に対して提案された措置、(b) 越境合併後の会社によって付与される権利の意味における従業員関与に関する取り決めにつき、統合指令 133 条により決定する手続きに関する情報、(k) 越境合併後の会社に移転される資産および負債の評価に関する情報、(l) 越境合併の条件を定めるために用いられる合併当事会社の決算日。

越境合併共通原案は、統合指令 16 条に基づき加盟国法に定められた方法により、各合併当事会社において、合併原案を承認すべき株主総会の日の少なくとも 1ヶ月前に公示されなければならない(統合指令 123 条 1 項 1 文)。なお越境合併共通原案をウェブサイトに公示することも認められており、その場合は前記吸収合併と同様の規制を受ける(統合指令 123 条 1 項 2 文~6 文)。また各合併当事会社および当該会社が規制を受ける加盟国によって追加的要求が課される対象のため、以下の(a)から(c)の細目を加盟国の官報に公示しなければならない(統合指令 123 条 2 項)。(a)各合併当事会社の形式・商号・登記された事務所、(b)各合併当事会社に関して統合指令 16 条 3 項に定める文書が保存されている登記簿および登記簿の記載番号、(c)各合併当事会社のため、債権者および合併当事会社の少数株主の権利の行使のためになされる措置、および当該措置に関する完全な情報が無償で提供されるためのアドレスの表示。

各合併当事会社の経営機関もしくは執行機関は株主のために、越境合併について法的・経済的観点から説明かつ正当化し、株主・債権者・従業員に対する越境合併の影響を説明する報告書を作成しなければならない(統合指令124条1文)。また当該報告書は、統合指令126条に定める株主総会の日の少なくとも1ヶ月前に、株主・従業員代表(いない場合は従業員)に対し閲覧できるようにしなければならず(統合指令124条2文)、いずれかの合併当事会社の経営機関もしくは執行機関が従業員代表の意見を適時に受領した場合、当該意見は加盟国法に基づき報告書に追加しなければならない(統合指令124条3文)。そして株主に向けて統合指令126条に定める株主総会の日の少なくとも1ヶ月前に、独立した鑑定人の報告書が各合併当事会社で作成されなければならず、当該鑑定人は各加盟国法により自然人もしくは法人でよい(統合指令125条1項)。さらに各合併当事会社のために遂行する鑑定人に代えて、合併当事会社の共同の請求に基づき、合併当事会社の1つもしくは越境合併後の会社の属する加盟国の司法当局もしくは行政当局により指名もしくは承認された1人以上の鑑定人が、すべての株主のために越境合併共通原案の検査および単一の書面による報告書を作成することができる(統合指令125条2項)。加えて鑑定人報告書には統合指令96条2項に定める細目を含み、鑑定人はその職責を果たすために必

要とされるすべての情報を各合併当事会社から入手することができる(統合指令 125条3項)。なお越境合併に係る合併当事会社のすべての株主が同意した場合、独立した鑑定人による越境合併共通原案の検査および鑑定人報告書のいずれも要しない(統合指令 125条4項)。

統合指令 124 条・125 条による報告書を確認した後,各合併当事会社の株主総会は越境 合併共通原案の承認決議がなされる(統合指令126条1項)。また当該株主総会は、合併 後の会社における従業員関与に関して決定された措置に対し、各合併当事会社による明示 の承認を条件として、越境合併を実施する権利を留保することができる(統合指令126条 2項)。なお統合指令94条に定める条件を満たす場合、加盟国法は合併当事会社の株主総 会による合併の承認を要しない(統合指令 126 条 3 項)。そして各加盟国は裁判所・公証 人その他関係当局に対し、 加盟国法の規制を受ける各合併当事会社が係る手続きに関する 越境合併の適法性を精査することを任じ(統合指令127条1項),各加盟国において裁判所・ 公証人その他関係当局は、加盟国法の規制を受ける各合併当事会社に対して直ちに、合併 前の行為および方式が適切に完了していることを終局的に証明する証書を発行しなければ ならない (統合指令 127 条 2 項)。さらにある合併当事会社が規制を受ける加盟国法が、 証券もしくは株式の交換比率の精査・修正に関する手続き、または少数株主の保証に関す る手続きを定めている場合、当該手続きを定めていない加盟国にある他の合併当事会社が、 統合指令126条1項による越境合併共通原案の承認の際に、当該合併当事会社の株主が当 該手続きに頼る可能性、および当該合併当事会社の裁判権を有する裁判所の下で開始され る可能性を明白に承認した場合にのみ、越境合併の登記を妨げることなく当該手続きが適 用される (統合指令 127 条 3 項)。

各加盟国は裁判所・公証人その他関係当局に対し、越境合併の完了、および越境合併に より設立された会社が加盟国法の規制を受ける場合における越境合併後の会社の設立に係 る手続きに関する越境合併の適法性を精査することを任じ、当該関係当局は特に、合併当 事会社が同条件で越境合併共通原案の承認をしたこと、および従業員関与に関する措置が 統合指令133条に基づき決定されたことを認証しなければならない(統合指令128条1 項)。また各合併当事会社は当該関係当局に対し、統合指令127条2項に定める証明書(発 行後 6ヶ月内)を統合指令 126 条により株主総会の承認を得た越境合併共通原案とともに 提示しなければならない (統合指令128条2項)。そして越境合併後の会社の裁判権が属 する加盟国法は、越境合併の効力発生日を定めなければならず、当該効力発生日は統合指 令 128 条による精査がなされた後でなければならない(統合指令 129 条)。さらに合併当 事会社の裁判権が属する各加盟国法は、当該加盟国の領域に関し、各会社が文書を保管す ることが要求されている公的登記簿に、統合指令16条に基づき越境合併の完了を公示す る措置を定めなければならない (統合指令 130 条 1 文)。加えて越境合併後の会社の登記 を行う登記所は,統合指令 22 条 2 項により設置された登記簿連携システムを通じて直ち に、各会社が文書を保管することが要求されている登記所に対して越境合併の効力発生を 通知しなければならず,必要な場合以前の登記の抹消は当該通知の受領により効力を生じ る (統合指令 130 条 2 文)。

統合指令119条(2)(a)(c)により実施された越境合併は、統合指令129条に定める日から、(a)消滅会社の資産および負債のすべてが存続会社に移転し、(b)消滅会社の

株主が存続会社の株主となり、(c) 消滅会社は消滅する(統合指令131条1項)。また統 合指令119条(2)(b)により実施された越境合併は,統合指令129条に定める日から,(a) 合併当事会社の資産および負債のすべてが新設会社に移転し. (b) 合併当事会社の株主 が新設会社の株主となり.(c)' 合併当事会社は消滅する(統合指令 131 条 2 項)。そして 本章による越境合併において、合併当事会社によるある資産・権利・義務の移転が第三者 に対し効力が生じる前に、特別な手続きの完了を加盟国法が要求する場合、当該手続きは 越境合併後の会社が実施しなければならず(統合指令131条3項). 雇用契約および雇用 関係から生じ、越境合併の効力発生日に存在する合併当事会社の権利・義務は、越境合併 の効力発生により、当該効力発生日に越境合併後の会社に移転しなければならない(統合 指令 131 条 4 項)。加えて存続会社の株式は、(a)"存続会社自身, もしくは他人の名をもっ て存続会社のために保有されている消滅会社株式. もしくは (b)"消滅会社自身. もしく は他人の名をもって消滅会社のために保有されている消滅会社株式と交換されない(統合 指令131条5項)。なお消滅会社のすべての株式および株主総会の議決権に関する証券を 有する会社による越境合併が実行される場合. 統合指令122条(b)(c)(e)・125条・ 133条1項(b)は適用されず、統合指令126条1項は消滅会社に適用されない(統合指 令 132 条 1 項)。さらに消滅会社の株式および株主総会の議決権に関する証券の 90% 以上 100% 未満を保有している会社による越境合併が実行される場合、独立した鑑定人の報告 書および精査のために必要な文書は、統合指令第2編第1章により存続会社もしくは消滅 会社が規制を受ける加盟国法が要求する範囲のみ要求される(統合指令 132 条 2 項)。

越境合併後の会社は、登記された事業所が存在する加盟国における従業員関与に関する規制を受けるが(統合指令 133条1項)、合併当事会社の少なくとも1つが、統合指令 123条により越境合併共通原案が公示される6ヶ月前において、平均して500名を超える従業員を有し、かつ2001/86/EC指令(従業員関与に関し欧州会社規則を補足する指令)(17)2条(k)による従業員関与制度を実施している場合、もしくは越境合併後の会社に適用される加盟国法が以下の(a)もしくは(b)を定めていない場合、登記された事業所が存在する加盟国における従業員関与に関する規制は適用されない(統合指令133条2項)。(a)執行機関・監督機関・委員会もしくは従業員代表が係る会社の利益単位を包含する経営集団の構成員における従業員代表の割合に関して示されている、合併当事会社において実施されている従業員関与と少なくとも同等の基準、(b)越境合併後の会社の登記された事業所が存在する加盟国において雇用されている従業員が行使しうる、他の加盟国に存在する越境合併後の会社の設立時の従業員が従業員関与に関する権利を行使する資格。

本条 2 項に定める場合,越境合併後の会社における従業員関与は加盟国法および本条 4 項~7 項の規制を受けなければならず、その際には 2157/2001 規則 (欧州会社規則)(18)12

<sup>(17)</sup> Council Directive 2001/86/EC of 8 October 2001 supplementing the Statute for a European company with regard to the involvement of employees (OJ L 294, 10.11.2001, p.22). 当該指令に関する論稿として、拙稿「欧州会社(SE)の運営における従業員の関与」千葉商大論叢 42 巻 4 号 143 頁以下(千葉商科大学国府台学会, 2005 年)。

<sup>(18)</sup> Council Regulation (EC) No 2157/2001 of 8 October 2001 on the Statute for a European company (SE) (OJ L 294, 10.11.2001, p.1). 欧州会社規則に関する論稿として、拙稿「欧州連合における欧州会社 (SE) の設立」 千葉商大論叢 42 巻 3 号 171 頁以下 (千葉商科大学国府台学会、2004 年)。

条 2 項~4 項および 2001/86/EC 指令に定める以下の(a) から(h) の規定に定める原則 および手続きによらなければならない (統合指令133条3項)。(a)3条1項~3項・4項 1 文 1 段 · 4 項 2 文 · 5 項 · 7 項. (b) 4 条 1 項 · 2 項 (a) (g) (h) · 3 項. (c) 5 条. (d) 6条. (e) 7条1項・2項1文(b)・2項2文・3項(但し附則第3に定める標準規則の適 用に際し、2項1文(b)に定める割合を25%から33½%に引き上げる)、(f)8条、10条、 12条, (g) 13条4項, (h) 附則第3 (b)。また前記原則および手続きを調整する際, 加 盟国は以下の(a)'から(c)'の措置を講じなければならない(統合指令133条4項)。(a)' 事前の交渉をせずに前記(h)による従業員関与に関する標準規則の規制を直接受けるか 否かを選択する権利について、合併当事会社の関係機関と協議すること、(b)'少なくと も3分の2が従業員を代表する構成員の3分の2の多数(少なくとも2つの異なる加盟国 に存在する従業員を代表する構成員の議決権を含む)により、交渉を開始せず、もしくは すでに開始されている交渉を終結し、越境合併後の会社の登記される事業所が置かれる加 盟国において施行されている従業員関与に関する規制によることを決定する権利につい て、特別交渉機関と協議すること、(c)<sup>\*</sup>事前交渉の後に従業員関与に関する標準規則が 適用される場合、越境合併後の会社の執行機関における従業員代表の割合についての制限 を決定すること(但し合併当事会社のうち1つにおいて執行機関もしくは監督機関のうち 3分の1が従業員代表によって構成されている場合、越境合併後の会社の執行機関におけ る従業員代表の割合について3分の1を下回る制限は認められない)。

本条2項(b)により、他の加盟国において雇用されている越境合併後の会社の従業員に従業員関与の権利を拡張することは、当該拡張を選択する加盟国に対して、加盟国法における従業員関与の権利が生じる条件となる全従業員数を算出する際に、当該従業員を配慮するあらゆる義務を伴わない(統合指令133条5項)。また合併当事会社のうち少なくとも1つが従業員関与制度を実施し、越境合併後の会社が本条2項に定める規制に基づく従業員関与制度の規制を受ける場合、当該会社は従業員関与の権利を行使することを認可する法形式を踏まなければならない(統合指令133条6項)。そして越境合併後の会社が従業員関与制度を実施している場合、当該会社は、本条に定める規制に修正を加えて、越境合併の効力発生後3年内になされる加盟国内の合併の際に、従業員関与の権利が保護されることを保証する措置を講じなければならない(統合指令133条7項)。なお統合指令129条により効力が発生した越境合併は、無効を宣告しないことができる(統合指令134条)。

### 5 会社分割

統合指令第2編第3章においては、公開有限責任会社の会社分割に関する規制がなされている。加盟国が国内法で規制する附則第1に定める会社に、1つの会社を分割して他の複数の会社が承継する会社分割(承継分割)および新たに設立される複数の会社が承継する会社分割(新設分割)を認める場合(承継分割と新設分割を組み合わせた会社分割も可能)、本章第2節第3節の規制を受ける(統合指令135条1項~3項)。本章において「承継分割」とは、1つの会社(分割会社)が清算手続きを経ることなく解散し、その資産および負債のすべてを他の複数の会社(承継会社)に移転し、その対価として分割会社の株主に対して、承継会社の株式および合併交付金(株式の額面額(額面額がない場合は算定

額)の10%以下)を交付する行為であり(統合指令136条1項),また「新設分割」とは、1つの会社(分割会社)が清算手続きを経ることなく解散し、その資産および負債のすべてを新たに設立する会社(新設会社)に移転し、その対価として分割会社の株主に対して、新設会社の株式および合併交付金(株式の額面額(額面額がない場合は算定額)の10%以下)を交付する行為である(統合指令155条1項)。

会社分割に関する以下の(1)から(19)の手続きは、合併に関する手続きとほぼ同様 の規制を受ける。(1)会社分割原案(統合指令137条,91条参照),(2)会社分割原案の 公示(統合指令138条,92条参照),(3)株主総会による会社分割原案の承認(統合指令 139 条. 93 条参照). (4) 承継会社の株主総会による会社分割原案の承認の免除(統合指 令 140 条, 94 条参照), (5) 詳細な報告書の作成および情報開示 (統合指令 141 条, 95 条 参照). (6) 鑑定人による会社分割原案の調査 (統合指令 142 条・144 条 1 項. 96 条参照). (7) 株主の文書閲覧権(統合指令 143 条・144 条 2 項, 97 条参照), (8) 従業員の権利保 護(統合指令 145 条.98 条参照)。(9)債権者の利益保護(統合指令 146 条.99 条・100 条参照). (10) 特別な権利が付与されている株式以外の証券の保有者の保護(統合指令 147条、101条参照)、(11) 法的形式に従った文書の作成・認証(統合指令148条、102 条参照), (12) 会社分割の効力発生日(統合指令 149条, 103条参照), (13) 会社分割の 公示 (統合指令 150 条, 104 条参照), (14) 会社分割の効果 (統合指令 151 条, 105 条参照) (15) 分割会社の執行機関・経営機関の構成員および鑑定人の民事責任(統合指令152条. 106条・107条参照). (16) 会社分割の無効(統合指令153条,108条参照), (17) 分割 会社の株主総会による会社分割原案の承認の免除(統合指令 154 条、113 条参照). (18) 10% を超える会社分割交付金を伴う会社分割(統合指令 158 条、116 条参照)。(19) 分割 会社の消滅を伴わない会社分割 (統合指令 159 条. 117 条参照)。

なお会社分割が以下の(a)から(e)の権限を有する司法当局の監督の下に実行される 場合. 加盟国は統合指令 157 条 2 項を適用する (統合指令 157 条 1 項)。(a) 会社分割を 決定するため分割会社の株主総会を招集すること. (b) 各会社分割当事会社の株主に. 会社分割を決定するために招集された当該会社の株主総会の日の前に調査するため、少な くとも統合指令143条に定める文書を適時に受領もしくは取得することを保証すること (加盟国が統合指令 140 条に定める選択肢を利用する場合、当該期限は承継会社の株主が 当該権利を行使しうるのに十分なものでなければならない),(c)会社分割を決定するた め各会社分割当事会社の債権者集会を招集すること。(d) 各会社分割当事会社の債権者に, (b) の日より前に調査するため、少なくとも会社分割原案を適時に受領もしくは取得す ることを保証すること。(e) 会社分割原案を承認すること。そして司法当局が. 前記(b) および(d)の条件が満たされたことおよび株主もしくは債権者に不利益が生じないこと を確認した場合、会社分割当事会社は以下の(a)'から(c)'の規制の適用を受けない(統 合指令 157 条 2 項)。(a)' 統合指令 138 条,統合指令 146 条 1 項に定める債権者の利益保 護のための十分な制度が当該日付にかかわらずすべての債権を包含するための条件. (b)' 加盟国が統合指令 140 条に定める選択肢を利用する場合における同条(a)(b)に定める 条件. (c) 統合指令 143条 (文書の検査をするための期限および方法)。

(2020.3.23 受稿, 2020.5.22 受理)

# [抄 録]

2017年6月14日に欧州議会および欧州理事会が採択した「会社法のある側面に関する指令」(以下,「統合指令」)は、EU会社法に関する6つの指令(82/891/EEC指令(第6指令)、89/666/EEC指令(第11指令)、2005/56/EC指令(越境合併指令)、2009/101/EC指令(公示指令)、2011/35/EU指令(合併指令)、2012/30/EU指令(設立・資本維持変更指令))を統合するものであり、このうち設立に関する規制について、従来は68/151/EEC指令(第1指令)および設立・資本維持変更指令において規制されていたところ、統合指令においては第1編第2章で規制しており、また合併・会社分割に関する規制について、従来は78/855/EEC指令(第3指令)・第6指令・越境合併指令および合併指令において規制されていたところ、統合指令においては第2編第1章~第3章で規制している。本稿においては、「EU会社法統合指令における公示規制」(東洋法学62巻3号219頁以下)および「EU会社法統合指令における資本規制」(千葉商大論叢57巻2号53頁以下)に引き続き、統合指令における設立および合併・会社分割に関する規制について概説する。